エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次の各号に掲げる者をいう。

㈠　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

㈡　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

㈢　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

オ　反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者

㈠　反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係

㈡　反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

㈢　自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

㈣　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

㈤　その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

カ　反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者

キ　本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先、委託先若しくはその他の契約の相手方が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者

㈠　暴力的な要求行為

㈡　法的な責任を超えた不当な要求行為

㈢　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

㈣　風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為

㈤　その他、前各号に準ずる行為

②　競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京都内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は東京都から指名停止を受けている者でないこと。

⑵　単体及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式1,320点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　入札説明書に示す建物用途の建物で事務所が過半の平成22年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす施工実績を有すること。（申込書及び資料の提出期限までに完成しているものに限る。以下同じ。）ただし、ア、イは異なる工事でもよい。

ア　人口集中地区（※）において、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階以上かつ延べ面積が1,200㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

イ　鉄道営業線近接工事として、公益社団法人鉄道総合研究所都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアルに基づく等、近接協議を要する工事。（同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

※　人口集中地区とは、原則として人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいい、平成27年国勢調査人口集中地区境界図に基づくものとする。

③　次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

イ　入札説明書に示す建物用途で事務所が過半の平成22年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６か月以上経験した者。この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・人口集中地区において、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階以上かつ延べ面積が1,200㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

ウ　監理技術者資格者証（裏面に講習修了履歴の記載がない場合は、別に監理技術者講習修了証が必要）を有する者。

エ　配置予定技術者は、入札参加申込書の提出期限日において入札参加希望者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式の場合は1,200点以上、電気又は管の場合は1,100点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　工事種別が建築一式の場合　入札説明書に示す建物用途で、平成22年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階以上かつ延べ面積が600㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）

③　工事種別が電気又は管の場合　入札説明書に示す建物用途で、平成22年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階以上かつ延べ面積が600㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、本件工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）

④　次に掲げる要件を満たす技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　工事種別が建築一式の場合

㈠　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

㈡　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成22年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６か月以上経験した者。なお、経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階以上かつ延べ面積が600㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）